

平成十六年法律第二百五十四号

(信託業法)

信託業法(大正十一年法律第六十五号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)	第二章 信託会社	第三章 外国信託業者(第五十三条・第六十四条)
第二節 総則(第三条・第十六条)	第三節 業務(第二十一条・第三十一条)	第四章 指図権者(第六十五条・第六十六条)
第五節 経理(第三十二条・第三十五条)	第五節 監督(第三十六条・第五十条)	第五章 指定紛争解決機関
第六節 特定の信託についての特例(第五十一条の二・第五十二条)	第六節 第二節 業務(第二十一条・第三十一条)	第六節 第二節 業務(第二十一条・第三十一条)
附則	附則	附則

第一條 この法律は、信託業を営む者等に関し必要な事項を定め、信託に関する引受けその他の取引の公正を確保することにより、信託の委託(定義)この法律において「信託業」とは、信託の引受け(他の取引に係る費用に充てるべき金銭の預託を受けるものその他他の取引に付隨して行われるものであつて、その内容等を勘案	第二節 総則(目的)この法律は、信託業を営む者等に關し必要な事項を定め、信託に関する引受けその他の取引の公正を確保することにより、信託の委託(定義)この法律において「信託業」とは、信託の引受け(他の取引に係る費用に充てるべき金銭の預託を受けるものその他他の取引に付隨して行われるものであつて、その内容等を勘案	第三節 総則(第二十四条)この法律において「信託契約代理店」とは、この法律において「信託契約」を受けた者をいう。この法律において「信託契約代理店」とは、この法律において「信託契約」を受けた者をいう。
第二条 この法律において「信託業」とは、信託の引受け(他の取引に係る費用に充てるべき金銭の預託を受けるものその他他の取引に付隨して行われるものであつて、その内容等を勘案	第二条 この法律において「信託業」とは、信託の引受け(他の取引に係る費用に充てるべき金銭の預託を受けるものその他他の取引に付隨して行われるものであつて、その内容等を勘案	第二条 この法律において「信託契約代理店」とは、この法律において「信託契約」を受けた者をいう。この法律において「信託契約代理店」とは、この法律において「信託契約」を受けた者をいう。
第三条 信託業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。(免許の申請)	第三条 信託業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。(免許の申請)	第三条 信託業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。(免許の申請)
第四条 前条の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。	第四条 前条の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。	第四条 前条の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

第一節 信託会社(免許の申請)	第二節 信託業務(実施体制)	第三節 信託財産の分別管理の方法
第二節 信託会社(免許の申請)	第三節 信託業務の実施体制	第四節 信託業務の実施体制
第三節 信託会社(免許の申請)	第五節 信託業務の実施体制	第五節 信託業務の実施体制
第四節 信託会社(免許の申請)	第六節 信託業務の実施体制	第六節 信託業務の実施体制
第五節 信託会社(免許の申請)	第七節 信託業務の実施体制	第七節 信託業務の実施体制



れ、第四十五条第一項の規定により第七条第一項、第五十条の二第一項若しくは第五十二条第一項の登録を取り消され、第五十条の二第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第五十四条第六項の規定により第五十三条第一項の免許を取り消され、第六十条第一項の規定により第五十四条第一項の登録を取り消され、第五十九条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消され、担保付社債信託法第十二条の規定により同法第三条の免許を取り消され、若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十条の規定により同法第一条第一項の認可を取り消され、又はこの法律、担保付社債信託法若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

第六号に規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなりたつ日から五年を経過しない者

ハ 法人を代表する取締役若しくは執行役、会計参与若しくは監査役又はこれらに準ずる者のうちに次のいずれかに該当する者である者

(1) 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者

(2) 第八号口からチまでのいずれかに該当する者

前項第二号の政令で定める金額は、一億円を下回ってはならない。

4 第二項第三号の純資産額は、内閣府令で定めることにより計算するものとする。

5 第二項第九号及び第十号の「主要株主」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使す

(会社の財務及び営業の方針の決定に対しても重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五)以上の数の議決権(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に对抗することができない株式に係る議決権を含み、保有の態様その他の事情を勘査して内閣府令で定めるものを除く。以下この条及び第十七条第一項において「対象議決権」という。)を保有している者をいう。

第二項第九号の「子会社」とは、会社がその総株主の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

7 次の各号に掲げる場合における第五項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを保有しているものとみなす。

一 信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、会社の対象議決権行使することができる権限又は当該対象議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

当該対象議決権

二 株式の所有関係 親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が会社の対象議決権を保有する場合 当該特別の関係にある者が保有する当該対象議決権

8 内閣総理大臣は、第一項の規定による審査の基準に照らし必要があると認めるときは、その必要の限度において、第三条の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

(資本金の額の減少)

(登録)

第六条 信託会社(管理型信託会社を除く。)は、その資本金の額を減少しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

第七条 第三条の規定にかかわらず、内閣総理大臣の登録を受けた者は、管理型信託業を営むことができる。

前項の登録の有効期間は、登録の日から起算して三年とする。

3 有効期間の満了後引き続き管理型信託業を営むとする者は、政令で定める期間内に、登録の更新の申請をしなければならない。

4 前項の登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了日の翌日から起算して三年とする。

5 第三項の登録の更新を受けようとする者は、登録は、その有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(登録の申請)

**第八条** 前条第一項の登録(同条第三項の登録の更新を含む。第十条第一項、第四十五条第一項第三号及び第九十一条第三号において同じ。)を受けようとする者(第十条第一項において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 資本金の額

三 取締役及び監査役の氏名

四 会計参与設置会社にあっては、会計参与の氏名又は名称

五 信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類

六 本店その他の営業所の名称及び所在地

七 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款

二 会社の登記事項証明書

三 業務方法書

四 貸借対照表

五 その他内閣府令で定める書類

六 前項第三号の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 引受けを行う信託財産の種類

二 信託財産の管理又は処分の方法

三 信託財産の分別管理の方法

四 信託業務の実施体制

五 信託業務の一部を第三者に委託する場合には、委託する信託業務の内容並びに委託先の選定に係る基準及び手続(第二十二条第三項各号に掲げる業務を委託する場合を除く。)

六 その他内閣府令で定める事項  
(登録簿への登録)

**第九条** 内閣総理大臣は、第七条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を管理型信託会社登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 内閣総理大臣は、管理型信託会社登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。  
(登録の拒否)

**第十条** 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第八条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第五条第二項各号(第二号及び第三号を除く。)のいずれかに該当する者

二 資本金の額が委託者又は受益者の保護のために必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない株式会社

三 純資産額が前号に規定する金額に満たない株式会社

四 定款又は業務方法書の規定が法令に適合せず、又は管理型信託業務を適正に遂行するためには十分なものでない株式会社

五 人的構成に照らして、管理型信託業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有するとの認められない株式会社

2 前項第三号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。  
(営業保証金)

**第十二条** 信託会社は、営業保証金を本店の最寄りの供託所に供託しなければならない。

該信託会社のために所要の営業保証金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締め合意受益者の保護の必要性を考慮して政令で定める金額とする。

3 信託会社は、政令で定めるところにより、当該信託会社のために所要の営業保証金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約において供託されることとなつてゐる金額(以下この条において「契約金額」という。)につき第



二 信託行為において指名された第三者

二 信託行為において信託会社が受益者の指名に従い信託業務を第三者に委託する旨の定めがある場合において、当該定めに従い指名された第三者

三 信託行為において信託会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 指定紛争解決機関が存在する場合 一の指定紛争解決機関との間で手続実施基本契約締結する措置

二 指定紛争解決機関が存在しない場合 手続対象信託業務に関する苦情処理措置（顧客からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を第十八条の十三第三項第三号に掲げる者に行わせることがこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。）及び紛争解決措置（顧客との紛争の解決を認証紛争解決手続き裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律（平成十六年法律第二百五十一号）第二条第三号に規定する認証紛争解決手続により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。）

信託会社は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該第一号又は第二号にあつては、株式の所有関係又は人的関係において、委託者と密接な関係を有する者として政令で定める者に該当し、かつ受託者と密接な関係を有する者として政令で定める者に該当しない者に限る。）に委託したときは、前項の規定は、適用しない。ただし、信託会社が、当該委託先が不適任若しくは不誠実であること又は当該委託先が委託された信託業務を的確に遂行していないことを知りながら、その旨の受益者（信託管理人又は受益者代理人）が現に存する場合にあつては、当該信託管理人は、第三号、第二十九条の三及び第五十一条第一項第五号において同じ。）に対する通知、当該委託先への委託の解除その他必要な措置をとることを怠ったときは、この限りでない。

3

一 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当したこととなつたとき 第八十五条の二十三第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第八十五条の二十四第一項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

二 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第八十五条の二十一第三項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定紛争解決機関の第八十五条の二第一項の規定による指定が第八十五条の二十四第一項の規定により取り消されたとき（前号に掲げる場合を除く。）その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講するため必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

三 第一項第二号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第八十五条の二第一項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講するため必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

（信託の引受けに係る行為準則）

二十四 信託会社は、信託の引受けに關して、次に掲げる行為（次条に規定する特定信託契約による信託の引受けにあっては、第五号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一 委託者に対し虚偽のことを告げる行為

二 委託者に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げる行為

三 委託者若しくは受益者又は第三者に対し、特別の利益の提供を約し、又はこれを提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）

四 委託者若しくは受益者又は第三者に對し、信託の受益権について損失を生じた場合にこれを補てんし、若しくはあらかじめ一定額の利益を得なかつた場合にこれを補足すること

2

を約し、又は信託の受益権について損失を生じた場合にこれを補てんし、若しくはあらかじめ一定額の利益を得なかつた場合にこれを補足する行為（第三者をして当該行為を約させ、又は行わせる行為を含み、自己の責めに帰すべき事故による損失を補てんする場合を除く。）

五 その他委託者の保護に欠けるものとして内閣府令で定める行為

信託会社は、委託者の知識、経験、財産の状況及び信託契約を締結する目的に照らして適切な信託の引受けを行い、委託者の保護に欠けることのないように業務を営まなければならぬ。

（金融商品取引法の準用）

(信託契約の内容の説明)

向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務、のみ行為の禁止、店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等)を除く。) (通則) 及び第四十五条(第三号及び第四号を除く。) (雑則) の規定は、信託会社が行う信託契約(金利、通貨の価格、金融商品市場(同法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。)における相場を他の指標に係る変動により信託の元本について損失が生ずるおそれがある信託契約として内閣府令で定めるものをいう。以下「特定信託契約」という。)による信託の引受けについて適用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定信託業約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定信託契約の締結の業務」と、これらの規定と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。)」を行ふことを内容とする契約」とあるのは「信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約」と、同法第三十七条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。)」を行ふことを内容とする契約」とあるのは「信託業法第二十四条第一項」とあるのは「信託業法第二十七条の四第一項」とあるのは「信託業法第二十四条第一項の二に規定する特定信託契約」と、同法第三十九条第二項第一号中「商号、名称又は氏名及び住所」とあるのは「住所」と、同法第三十七条の六第一項中「第三十条」と、同法第三十七条の六第一項中「第三十一条」とあるのは「特定信託契約の締結」と、「損失補填等(信託業法第二十四条第一項第四号の損失の補足又は利益の補足をいう。第三号において同じ。)」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約の締結」と、「前項第三号の提供」とあるのは「損失補填等」と、同条第五項中「事故」とあるのは「信託会社の責めに帰すべき事故」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

**第二十六条** 信託会社は、信託契約による信託の  
(信託契約締結時の書面交付)

引受けを行つたときは、遅滞なく、委託者に対する  
し次に掲げる事項を明らかにした書面を交付し  
なければならない。ただし、当該書面を委託者  
に交付しなくとも委託者の保護に支障を生ずる  
ことがない場合として内閣府令で定める場合  
は、この限りでない。

三二 委託者の氏名又は名称及び受託者の商号  
信託の目的

## 五 四 信託財産に関する事項 信託契約の期間に関する事項

六 信託財産の管理又は処分の方法に関する事項（第二条第三項各号のいづれにも該当しな

い信託にあつては、信託財産の管理又は処分の方針を含む。)

七 信託業務を委託する場合（第二十二条第三項各号に掲げる業務を委託する場合を除く。）

には、委託する信託業務の内容並びにその業務の委託先の氏名又は名称及び住所又は所在

地（委託先が確定していない場合は、  
の選定に係る基準及び手続） 委託先

八 第二十九条第二項各号に掲げる取引を行う場合には、その旨及び当該取引の概要

## 十 信託財産の交付に関する事項 十一 信託報酬に関する事項

十二 信託財産に関する租税その他の費用に関する事項

### 十三 十四 信託財産の計算期間に関する事項 信託財産の管理又は処分の状況の報告に

## 十五 信託契約の合意による終了に関する事項

二 信託会社は、前項の書面の交付に代えて、政  
令で定めるところにより、委託者の承諾を得

令で定めるとこより、委託者の承認を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法）その他の情報

報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。)により提供

することができる。この場合において、当該信託会社は、当該書面を交付したものとみなす。

第一項第十三号の信託財産の計算期間は、内閣府令で定める場合を除き、一年を超えること

ができなけ

**(信託財産状況報告書の交付)**

**第二十七条** 信託会社は、その受託する信託財産について、当該信託財産の計算期間（信託行為においてこれより短い期間の定めがある場合その他）の他の信託の目的に照らして受益者の利益に適合することが明らかな場合として内閣府令で定める場合には、計算期間より短い期間で内閣府令で定める期間（ごとに、信託財産状況報告書を作成し、当該信託財産に係る受益者に対し交付しなければならない。ただし、信託財産状況報告書を受益者に交付しなくとも受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。）前条第二項の規定は、受益者に対する前項の信託財産状況報告書の交付について準用する。

**(信託会社の忠実義務等)**

**第二十八条** 信託会社は、信託の本旨に従い、受益者のため忠実に信託業務その他の業務を行わなければならぬ。

**二 信託会社は、信託の本旨に従い、善良な管理者の注意をもつて、信託業務を行わなければならない。**

**(信託財産に係る行為準則)**

**第二十九条** 信託会社は、その受託する信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。

**一 通常の取引の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が信託財産に損害を与えることとなる条件での取引を行うこと。**

**二 信託の目的、信託財産の状況又は信託財産の管理若しくは処分の方針に照らして不必要的取引を行うこと。**

**三 信託財産に関する情報を利用して自己又は当該信託財産に係る受益者以外の者の利益を図る目的をもつて取引（内閣府令で定めるものを除く。）を行うこと。**

**四 その他信託財産に損害を与え、又は信託業の信用を失墜させるおそれがある行為として内閣府令で定める行為**

（三）内閣府令で定める事項

（四）第二十六条第二項の規定は、受益者に対する前項の書面の交付について準用する。  
（重要な信託の変更等）

**第二十九条の二** 信託会社は、重要な信託の変更（信託法第三百三十三条第一項各号に掲げる事項に係る信託の変更をいう。）又は信託の併合若しくは信託の分割（以下この条において「重要な信託の変更等」という。）をしようとする場合は、これらが当該信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかである場合その他内閣府令で定める場合を除き、次に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより告白し、又は受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合は、当該信託管理人又は受益者代理人又は受益者代理人を含む。以下この条に同じ。）に別に催告しなければならない。

（一）重要な信託の変更等をしようとする旨

（二）重要な信託の変更等に異議のある受益者は一定の期間内に異議を述べるべき旨

（三）内閣府令で定める場合を除き、次に掲げる取引をしてあらかじめ書面若しくは電磁的方法による受信者（信託管理人又は受益者代理人が現在に有する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。）の承認を得た場合（当該取引による場合を除く。）であり、かつ、受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合を除き、次に掲げる取引をしてはならない。

（一）自己又はその利害関係人（株式の所有関係又は人的関係において密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。）と信託財産との間における取引

（二）一の信託の信託財産と他の信託の信託財産との間の取引

（三）第三者との間ににおいて信託財産のためにされる取引であつて、自己が当該第三者の代理となつて行うもの

（四）第二十六条第二項の規定は、受益者に対する前項の書面の交付について準用する。

3 前項第二号の期間は、一月を下ることがで  
3 ない。

第一項第二号の期間内に異議を述べた受益者の当該信託の受益権の個数が当該信託の受益権の総個数の二分の一を超えるとき（各受益権の内容が均等でない場合にあっては、当該信託の受益権の価格が同項の規定による公告又は催告の時における当該信託の受益権の価格の総額の二分の一を超えるときその他の内閣府令で定めるとき）は、同項の重要な信託の変更等をしてはならない。

前三項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 信託行為に受益者集会における多数決による旨の定めがあるとき。

二 前号に定める方法以外の方法により当該信託の受益権の総個数（各受益権の内容が均等でない場合にあっては、当該信託の受益権の価格の総額その他内閣府令で定めるもの）の二分の一を超える受益権を有する受益者の承認を得たとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として内閣府令で定める場合に該当するとき。

5 一個の信託約款に基づいて、信託会社が多数の委託者との間に締結する信託契約にあっては、当該信託契約の定めにより当該信託約款を係る信託を一の信託とみなして、前各項の規定を適用する。

（費用等の償還又は前払の範囲等の説明）

**第二十九条の三** 信託会社は、受益者との間において、信託法第四十八条第五項（同法第五十四条第四項において準用する場合を含む。）に規定する合意を行おうとするときは、当該合意に基づいて費用等（同法第四十八条第一項に規定する費用等をいう。）若しくは信託報酬の償還又は費用者しくは信託報酬の前払を受けることができる範囲その他の内閣府令で定める事項を説明しなければならない。

（信託の公示の特例）

**第三十条** 信託会社が信託財産として所有する登録国債（国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第二条第二項の規定により登録をした国債をい。）について同法第三条の移転登録その他内閣府令・財務省令で定めるところにより信託財産である旨を明示してする場合は、信託法



二 合併（当該信託会社が合併により消滅した場合を除く。）をし、会社分割により信託業の一部の承継をさせ、又は信託業の一部の譲渡をしたとき。

三 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

2 信託会社が次の各号のいずれかに該当するいととなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 信託業を廃止したとき（会社分割により信託業の全部の承継をさせたとき、及び信託業の全部の譲渡をしたときを含む。）。 会社

二 合併により消滅したとき。 その会社を代表する取締役若しくは執行役又は監査役であつた者

三 信託手続開始の決定により解散したとき。

四 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。 その清算人

5 信託会社は、信託業の廃止をし、合併（当該信託会社が合併により消滅するものに限る。）をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、会社分割による信託業の全部若しくは一部の承継をさせ、又は信託業の全部又は一部の譲渡をしようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

6 信託会社は、前項の公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

5 信託会社（管理型信託会社を除く。以下この項において同じ。）が第七条第一項若しくは第五十二条第一項の登録を受けたとき、又は管理型信託会社が第五十二条第一項の登録を受けたときは、当該信託会社又は当該管理型信託会社は、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

会社法第九百四十四条第一項（第二号を除く。）及び第三項（電子公告の公告期間等）の規定は、信託会社が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告（会社法の規定による

（立入検査等）  
公告を除く。）をする場合について準用する。  
この場合において、必要な技術的読替えは、政  
令で定める。

**第四十二条** 内閣総理大臣は、信託会社の信託業  
務の健全かつ適切な運営を確保するため必要がある  
と認めるときは、当該信託会社、当該信託  
会社との業務に関して取引する者若しくは当  
該信託会社を子会社とする持株会社に対し当該  
信託会社の業務若しくは財産に關し参考となる  
べき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該  
職員に当該信託会社の営業所その他の施設若し  
くは当該信託会社を子会社とする持株会社の営  
業所若しくは事務所に立ち入らせ、これらの業  
務若しくは財産の状況に關して質問させ、若し  
くは帳簿書類その他の物件を検査させることが  
できる。

内閣総理大臣は、信託会社の信託業務の健全  
かつ適切な運営を確保するため特に必要がある  
と認めるときは、その必要の限度において、当  
該信託会社の主要株主若しくは当該信託会社を  
子会社とする持株会社の主要株主に対し第十七  
条から第十九条までの届出若しくは措置若しく  
は当該信託会社の業務若しくは財産に關し参考  
となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又  
は当該職員にこれらの主要株主の営業所若しく  
は事務所に立ち入らせ、第十七条から第十九条  
までの届出若しくは措置若しくは当該信託会社  
の業務若しくは財産の状況に關して質問させ、若  
しくは当該主要株主の書類その他の物件を檢  
査させることができる。

内閣総理大臣は、信託会社の信託業務の健全  
かつ適切な運営を確保するため特に必要がある  
と認めるときは、その必要の限度において、当  
該信託会社から業務の委託を受けた者（その者  
から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）  
を受けた者を含む。以下この項及び次項におい  
て同じ。）に対し当該信託会社の業務若しくは  
財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の  
提出を命じ、又は当該職員に当該信託会社から  
業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当  
該信託会社の業務若しくは財産の状況に關して  
質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を檢  
査させることができる。

前項の信託会社から業務の委託を受けた者  
は、正当な理由があるときは、同項の規定によ  
る報告若しくは資料の提出又は質問若しくは檢  
査を拒むことができる。

第一項から第三項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)

**第四十三条** 内閣総理大臣は、信託会社の業務又は財産の状況に照らして、当該信託会社の信託業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該信託会社に対し、その必要的限度において、業務方法書の変更、財産の供託その他業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置を命ずることができる。

(運用型信託会社に対する監督上の処分)

**第四十四条** 内閣総理大臣は、信託会社(管理型)は財産の状況に照らして、当該信託会社の信託業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該信託会社に対し、その必要的限度において、業務方法書の変更、財産の供託その他業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置を命ずることができる。

(運用型信託会社に対する監督上の処分)

二 第四十三条の免許を受けた当時に第五条第二項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。

三 信託業務を的確に遂行するに足りる人的構成を有しないこととなつたとき。

四 不正の手段により第三条の免許を受けたことが判明したとき。

五 第三条の免許に付した条件に違反したとき。

六 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき。

七 公益を害する行為をしたとき。

2 内閣総理大臣は、信託会社の取締役若しくは執行役、会計参与又は監査役が、第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第五号若しくは第六号に該当する行為をしたときは、当該信託会社に対し当該取締役若しくは執行役、会計参与又は監査役の解任を命ぜることができる。

(管理型信託会社に対する監督上の処分)

**第四十五条** 内閣総理大臣は、管理型信託会社が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該管理型信託会社の第七条第一項の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務

の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五条第二項第一号又は第四号から第六号までに該当したこととなつたとき。

二 第十条第一項第一号から第五号までに該当することとなつたとき。

三 不正の手段により第七条第一項の登録を受けたことが判明したとき。

四 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の处分に違反したとき。

五 公益を害する行為をしたとき。

内閣総理大臣は、管理型信託会社の取締役若しくは執行役、会計参与又は監査役が、第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第四号に該当する行為をしたときは、当該管理型信託会社に対し当該取締役若しくは執行役、会計参与又は監査役の解任を命ずることができる。

(免許又は登録の失効)

第四十六条 信託会社が第四十一条第二項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該信託会社の第三条の免許又は第七条第一項の登録は、その効力を失う。

二 信託会社(管理型信託会社を除く。)が第七条第一項又は第五十二条第一項の登録を受けたときは、当該信託会社の第三条の免許は、その効力を失う。

三 管理型信託会社が第三条の免許又は第五十二条第一項の登録を受けたときは、当該管理型信託会社の第七条第一項の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第四十七条 内閣総理大臣は、第七条第三項の登録の更新をしなかつたとき、第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録を取り消したとき、又は前条第一項若しくは第三項の規定により第七条第一項の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。

(監督処分の公告)

第四十八条 内閣総理大臣は、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消したとき、第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録を取り消したとき、又は第四十四条第一項の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公告しなければならない。



第四十一条	第七条	第五十条の二第二項に おいて準用する第七条
第一項	三項の登録の更新	第三項の登録の更新
(同一の会社集団に属する者の間における信託についての特例)		
第五十一条 次に掲げる要件のいずれにも該当する信託の引受けについては、第三条及び前条の規定は、適用しない。		
一 委託者、受託者及び受益者が同一の会社の集団(一の会社(外国会社を含む。以下この号及び第十項において同じ。)及び当該会社の子会社の集団をいう。以下この条において「会社集団」という。)に属する会社であること。	二 特定目的会社(資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。)が受益者である場合には、その発行する資産対応証券(同条第十一項に規定する資産対応証券をいう。第八項第二号において同じ。)を受託者と同一の会社集団に属さない者が取得していいこと。	三 信託の受益権に対する投資事業に係る匿名組合契約(商法(明治三十二年法律第四百八号)第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。第八項第三号において同じ。)が受託者と同一の会社集団に属さない者との間で締結されていないこと。
四 前二号に準ずるものとして内閣府令で定める要件	五 信託が前各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなつた場合には、委託者及び受益者の同意なく、受託者がその任務を辞することができる旨の条件が信託契約において付されていること。	六 前項の信託の引受けを行う者は、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
三 前項の届出には、当該信託に係る信託契約書のほか、当該信託が第一項各号に掲げる要件のいずれにも該当することを証する書類として内閣府令で定める書類を添付しなければならない。	四 内閣総理大臣は、第一項の信託が同項各号に掲げる要件のいずれかに該当しないこととなつたときは、同項の信託の受託者に対し三ヶ月以内の期間を定めて受託者でなくなるための措置その他必要な措置をとることを命ずることができること。	

第一項の信託の受託者は、同項の信託の受託者でなくないたときは、又は同項の信託が同項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったことを知ったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

内閣総理大臣は、第一項の信託に係る状況を確認するため特に必要があると認めるときは、その必要的限度において、同項の信託の委託者、受託者若しくは受益者に対し第二項若しくは前項の届出若しくは第四項の措置に關して質問させ、若しくなるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は該職員に受託者の営業所、事務所その他の施設に立ち入らせ、第二項若しくは前項の届出若しくは第四項の措置に關して質問させ、若しくは受託者の書類その他の物件を検査（第二項若しくは前項の届出又は第四項の措置に關して必要なものに限る。）させることができる。

第四十二条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第一項の信託の受益者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該信託の受益権を受託者と同一の会社集團に属さない者に取得させること。

二 当該信託の受益権に係る資産対応証券を受託者と同一の会社集團に属さない者に取得させること。

三 当該信託の受益権に対する投資事業に係る匿名組合契約を受託者と同一の会社集團に属さない者との間で締結すること。

四 その他前二号に準ずるものとして内閣府令で定める行為

九 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、同法第六十五条の五第二項の規定により金融商品取引業者とみなされる者を含む。）又は登録金融機関（同法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいい、金融機関の信託業務の兼營等に関する法律第二条第四項の規定により登録金融機関とみなされる者を含む。）は、第一項の信託の受益権について、受託者と同一の会社集團に属さない者に対する販売並びにその代理及び媒介をしてはならない。

第一項第一号の「子会社」とは、会社がその総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は

総出資者の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

## 特例（特定大学技術移転事業に係る信託についての

**第五十二条** 大学等における技術に関する研究成

果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第一項の規

定により特定大学技術移転事業（同法第二一条第一項に規定する特定大学技術移転事業をいう。

以下この条において同じ。) の実施に関する計画についての文部科学大臣及び経済産業大臣の

承認を受けた者（第三項において「承認事業者」という。）が、内閣総理大臣の登録を受け

て、特定大学技術移転事業として行う信託の引受け（以下二の条ごとく）て「特定大学技術移転委員会」

受け（以）この点において「特定大学技術移転事業に該当する信託の引受け」という。）につれては、第三項の規定は、適用しない。

いでは第二条の規定は適用しない

**第十条**（第一項第二号を除く。）の規定は、前項の登録について準用する。この場合において

て、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み

替えるものとする。

項第一号	
資本金	資本金又は出資

資本金又稱出資  
項第二號

項第三号 第八條第一項

第八条第一項第五号 信託業務（特定大  
学技術移転事業に

該当するものに限る。)

第八条第一項第六号 本店その他の営業事務所その他の営業主たる営業所又は

第三款	業所又は事務所
-----	---------

定款又は寄附行為

登記事項証明書  
会社の登記事項証  
第八条第二項第二号

第九条第一	管理型信 特定大学技術移転	明書
-------	------------------	----

項	項及び第二
錄簿	託会社登
錄簿	事業承認事業者登

第一項及第三十	第二号	第六条第第一項	第二十	第五条	第二十	一項	第二十条第第一項	第二十	第一条第第一項	第二十条第第一項	二項	第一条第第一項	第二十	第一条第第一項	第二十二条第第三项
營業所	商号	(く。)	商号	商号	契約による信託事項(特定信託契約による信託の引受けを行うときは、同号に掲げる事項を除く。)	免許又は登録	次に掲げる行為による信託の引受けにあつては、第五号に掲げる行為を除く。)	登録	第三条の免許又は第七条第一項による特定信託契約による信託の引受けにあつては、第五号に掲げる行為を除く。)	第四条第二項第三号又は第八条第二項第三号	第二項第三号	第三号又は第八条第二項第一項	第五十二条第二項第一項	第五十二条第二項第一項	信託業のほか、信託受益権売買等業務、電子決済手段関連業務及び財産の管理業務
營業所又は事務所	商号又は名称	事項	商号又は名称				次に掲げる行為	登録	の登録	の登録	号	第八条第二項第三号	において準用する	特定大学技術移転事業に係る信託契約代理業、信託受益権売買等業務及び財産の管理業務	特定大学技術移転事業(特定大学技術移転事業に該当するものに限る。以下同じ。)及び特定大学技術移転事業(信託業に該当するものを除く。)のほか、特定大学技術移転事業に係る信託契約代理業、信託受益権売買等業務及び財産の管理業務



型信託業務を適正に遂行するために十分なものでない法人	5 いすれかの支店において、人的構成に照らして、管理型信託業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有すると認められる法人
第三項第二号の資本金の額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。	第六項第三号の純資産額は、内閣府令で定めることにより計算するものとする。
第八項第三号の登録簿に登録しなければならない第三項各号に掲げる事項	第九項第三号の登録簿に登録しなければならない第三項各号に掲げる事項を管理型外国信託会社登録簿に登録しなければならない。
二 登録年月日及び登録番号	二 登録年月日及び登録番号
内閣総理大臣は、管理型外国信託会社登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。 (損失準備金等)	内閣総理大臣は、第一項の登録の申請があつた場合には、第六項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を管理型外国信託会社登録簿に登録しなければならない。

第五十五条 外国信託会社（管理型外国信託会社登録簿を除く。）は、第五十三条第六項第二号の政令で定める金額に達するまでは、毎決算期において、すべての支店の営業に係る利益の額に十分の一を超えない範囲内で内閣府令で定める率を乗じた額以上の額を、損失準備金として主たる支店において計上しなければならない。	二 合併（当該外国信託会社が合併により消滅した場合を除く。）をし、信託業の一部の承継をさせ、若しくは信託業の全部若しくは一部の承継をし、又は信託業の一部の譲渡若しくは信託業の全部若しくは一部の譲受けをしたとき。
前項の規定は、管理型外国信託会社について準用する。この場合において、同項中「第五十三条第六項第二号」とあるのは、「第五十四条第六項第二号」と読み替えるものとする。	三 その他内閣府令で定める場合に該当するときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
前項の規定により計上された損失準備金は、内閣総理大臣の承認を受けた各決算期におけるすべての支店の営業に係る純損失の補てんに充てる場合のほか、使用してはならない。	一 外国信託会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
前項の規定は、第一項又は第二項の規定により計上された損失準備金額、営業保証金の額として内閣府令で定めるものの額及びすべての支店の計算に属する負債のうち内閣府令で定めるものの額を合計した金額に相当する資産を、内閣府令で定めるところにより、国内において保有しなければならない。	二 合併及び破産手続開始の決定を受けたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき破産手続と同種類の手続を開始したとき。その破産管財人又は当該国において破産管財人に相当する者

第五十六条 外国信託会社（管理型外国信託会社を除く。）は、第五十三条第二項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届けなければならない。 (申請書記載事項の変更の届出)	二 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき（支店の清算を開始したときを含む）。その清算人又は本店の所在する国において清算人に相当する者
四 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき（支店の清算を開始したときを含む）。その清算人又は本店の所在する国において清算人に相当する者	三 すべての支店における信託業の全部の譲渡をしたとき、支店における信託業の全部の承継をさせたとき及び支店における信託業の全部の譲渡をしたときを含む）。その外国信託業者又はその外国信託業者であった者
二 業者の役員であつた者	一 すべての支店における信託業を廃止したこと（外国において信託業のすべてを廃止したとき、外國における信託業の全部の承継をさせたとき、外國における信託業の全部の譲渡をしたときを含む）。その外国信託業者又はその外国信託業者であった者
三 破産手続開始の決定を受けたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき破産手続と同種類の手続を開始したとき。その破産管財人又は当該国において破産管財人に相当する者	二 第五十三条第一項の免許を受けた当時に同一の免許を取り消し、又は六月以内の期間を定めて支店の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第五十七条 外国信託会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その旨を内閣総理大臣に届けなければならない。 (届出等)	三 いすれかの支店において信託業務を的確に遂行するに足りる人の構成を有しないこととなつたとき。
二 管理型外国信託会社は、第五十四条第三項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届けなければならない。	一 第五十三条第六項第一号から第六号までに該当することとなつたとき。
内閣総理大臣は、前項の届出を受理したときは、その旨を管理型外国信託会社登録簿に登録しなければならない。	二 第五十三条第一項の免許を受けた当時に同一の免許を取り消し、又は六月以内の期間を定めて支店の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
内閣総理大臣は、前項の届出を受理したときは、その旨を管理型外国信託会社登録簿に登録しなければならない。	三 いすれかの支店において信託業務を的確に遂行するに足りる人の構成を有しないこととなつたとき。



益者のため忠実に当該信託財産の管理又は処分に係る指図を行わなければならない。

**第六十六条** 指図権者は、その指図を行なう信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。

一 通常の取引の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が信託財産に損害を与えることとなる条件での取引を行うことを受託者に指図すること。

二 信託の目的、信託財産の状況又は信託財産の管理若しくは処分の方針に照らして不必要的取引を行うことを受託者に指図すること。

三 信託財産に関する情報を利用して自己又は当該信託財産に係る受益者以外の者の利益を図る目的をもつて取引（内閣府令で定めるものを除く。）を行なうことを受託者に指図すること。

四 その他信託財産に損害を与えるおそれがある行為として内閣府令で定める行為

## 第五章 信託契約代理店

### 第一節 総則

（登録）

第六十七条 信託契約代理業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、當むことができない。

二 信託契約代理業を當む者は、信託会社又は外国信託会社（以下「所属信託会社」という。）のために信託契約代理業を當まなければならない。

三 信託契約代理業を當む當業所又は事務所の名称及び所在地

第六十八条 前条第一項の登録を受けようとする者は（第七十条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名

二 法人であるときは、その役員の氏名

三 信託契約代理業を當む當業所又は事務所の名称及び所在地

四 所属信託会社の商号

五 他に業務を當むときは、その業務の種類

六 その他内閣府令で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

四 第七十一条第（二）号又は第二号に該当しないことを誓約する書面

## 二 業務方法書

三 法人であるときは、定款及び会社の登記事事項証明書（これらに準ずるものを持む。）

四 その他内閣府令で定める書類

3 前項第二号の業務方法書に記載すべき事項（登録簿への登録）

は、内閣府令で定める。

**第六十九条** 内閣総理大臣は、第六十七条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を信託契約代理店登録簿に登録しなければならない。

1 前条第一項各号に掲げる事項

2 内閣総理大臣は、信託契約代理店登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（登録の拒否）

第七十条 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第六十八条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 申請者が個人であるときは、次のいずれかに該当する者

イ 心身の故障により信託契約代理業を適正に行なうことができない者として内閣府令で定める者

ロ 第五条第二項第八号ロからチまでのいずれかに該当する者

二 申請者が法人であるときは、次のいずれかに該当する者

イ 第五条第二項第十号イ又はロに該当する者

ロ 役員のうちに次のいずれかに該当する者

（1）心身の故障のため信託契約代理業に係る職務を適正に執行することができない

（2）第五条第二項第八号ロからチまでのいずれかに該当する者

二 申請者が法人であるときは、次のいずれかに該当する者

イ 第五条第二項第十号イ又はロに該当する者

ロ 役員のうちに次のいずれかに該当する者

（1）心身の故障のため信託契約代理業に係る職務を適正に執行することができない

（2）第五条第二項第八号ロからチまでのいずれかに該当する者

二 信託契約代理業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められる者

（2）第五条第二項第八号ロからチまでのいずれかに該当する者

**第七十一条** 信託契約代理店は、第六十八条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の届出を受理したときは、その旨を信託契約代理店登録簿に登録しなければならない。

3 信託契約代理店は、第六十八条第二項第二号の旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（変更の届出）

2 第二十四条及び第二十五条の規定は、信託契約代理店が行う信託契約の締結の代理又は媒介について準用する。この場合において、第二十四条第一項中「次に掲げる行為（次に規定する特定信託契約による信託の引受け行為を除く。）と「第五号に掲げる行為を除く。」とあるのは、「次に掲げる行為」と、第二十五条中「事項（特定信託契約による信託の引受けを行うときは、同号に掲げる事項を除く。）」とあるのは、「事項」と、「当該信託会社」とあるのは「受託者」と読み替えるものとする。

3 信託契約代理店は、第五号に掲げる行為を除く。」とあるのは、「次に掲げる行為」と、第二十五条中「事項（特定信託契約による信託の引受けを行うときは、同号に掲げる事項を除く。）」とあるのは、「事項」と、「当該信託会社」とあるのは「受託者」と読み替えるものとする。

（標識の掲示等）

2 信託契約代理店は、信託契約代理業を営む當業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

3 信託契約代理店は、内閣府令で定めるところにより、商号若しくは名称又は氏名、登録番号、所属信託会社の商号その他内閣府令で定める事項を電気通信回線に接続して行なう自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

（信託契約代理業務に関する報告書）

2 内閣総理大臣は、前項の信託契約代理業務に信託契約代理店の事業年度ごとに、信託契約代理業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 信託契約代理店以外の者は、第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

（名義貸しの禁止）

2 信託契約代理店は、自己の名義をもつて、他人に信託契約代理業を営ませてはならない。

3 信託契約代理店以外の者は、第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

（所屬信託会社の説明書類の縦覧）

2 信託契約代理店は、所屬信託会社の事業年度ごとに、第三十四条第一項の規定により当該所屬信託会社が作成する説明書類を信託契約代理業を営むすべての當業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 信託契約代理店は、信託契約の締結の代理又は媒介について、内閣府令で定めたものとみなす。

（廃業等の届出）

2 前項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、信託契約代理業を営むすべての當業所又は事務所において当該説明書類の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものとされる。

3 信託契約代理店は、信託契約の締結を代理するか媒介するか

（別）

2 信託契約代理店は、信託契約の締結を代理するか媒介するか

（別）

2 信託契約代理店は、信託契約の締結を代理するか媒介するか

（別）

2 信託契約代理店は、信託契約の締結を代理するか媒介するか

（別）

2 信託契約代理店は、信託契約の締結を代理するか媒介するか

（別）

受けた場合には、当該財産を自己の固有財産及び他の信託契約の締結に関して預託を受けた財産と分別して管理しなければならない。

（準用）

2 第二十四条及び第二十五条の規定は、信託契約代理店が行う信託契約の締結の代理又は媒介について準用する。この場合において、第二十四条第一項中「次に掲げる行為（次に規定する特定信託契約による信託の引受け行為を除く。）と「第五号に掲げる行為を除く。」とあるのは、「次に掲げる行為」と、第二十五条中「事項（特定信託契約による信託の引受けを行うときは、同号に掲げる事項を除く。）」とあるのは、「事項」と、「当該信託会社」とあるのは「受託者」と読み替えるものとする。

3 信託契約代理店は、第五号に掲げる行為を除く。」とあるのは、「次に掲げる行為」と、第二十五条中「事項（特定信託契約による信託の引受けを行うときは、同号に掲げる事項を除く。）」とあるのは、「事項」と、「当該信託会社」とあるのは「受託者」と読み替えるものとする。

（信託契約代理業務に関する報告書）

2 内閣総理大臣は、前項の信託契約代理業務に信託契約代理店の事業年度ごとに、信託契約代理業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 信託契約代理店は、自己の名義をもつて、他人に信託契約代理業を営ませてはならない。

（所屬信託会社の説明書類の縦覧）

2 信託契約代理店は、所屬信託会社が作成する説明書類を信託契約代理業を営むすべての當業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 信託契約代理店は、信託契約の締結の代理又は媒介について、内閣府令で定めたものとみなす。

（廃業等の届出）

2 前項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、信託契約代理業を営むすべての當業所又は事務所において当該説明書類の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものとされる。

3 信託契約代理店は、信託契約の締結を代理するか媒介するか

（別）

2 信託契約代理店は、信託契約の締結を代理するか媒介するか

（別）



た指定申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 主たる営業所又は事務所その他の紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

三 役員の氏名又は商号若しくは名称

四 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当することを誓約する書面

二 定款及び法人の登記事項証明書（これらに準するものを含む。）

三 業務規程

四 組織に関する事項を記載した書類

五 財産目録、貸借対照表その他の紛争解決等業務を行うために必要な経理的な基礎を有することを明らかにする書類

六 前条第二項に規定する書類その他同条第一項第八号に掲げる要件に該当することを証する書類として内閣府令で定める書類

七 その他内閣府令で定める書類

八 前項の場合において、定款、財産目録又は貸借対照表が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて当該電磁的記録を添付することができる。（秘密保持義務等）

**第八十五条の四 指定紛争解決機関の紛争解決委員（第八十五条の十三第二項の規定により選任された紛争解決委員をいう。次項、次条第二項並びに第八十五条の七第二項及び第四項において同じ。）若しくは役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、紛争解決等業務に関する知識り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。**

九 公務に従事する職員とみなす。

（指定紛争解決機関の業務）

第二節 業務

第八十五条の五 指定紛争解決機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、紛争解決等業務を行うものとする。

二 指定紛争解決機関（紛争解決委員を含む。）は、当事者である加入信託会社等（手続実施基準によるものとす。

本契約を締結した相手方である信託会社等をい。以下この章において同じ。）若しくはその顧客（以下この章において単に「当事者」とい。）又は当事者以外の者との手続実施基本契約その他の契約で定めるところにより、紛争解決等業務を行うことにより、負担金又は料金その他の報酬を受けることができる。

（苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託）

二 指定紛争解決機関は、他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定で、あつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者（第八十五条の十三第四項及び第五項において「受託紛争解決機関」という。）以外の者に対し、苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託してはならない。

（業務規程）

第八十五条の六 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

一 手続実施基本契約の内容に関する事項

二 手続実施基本契約の締結に関する事項

三 紛争解決等業務の実施に関する事項

四 紛争解決等業務に要する費用について加入信託会社等が負担する負担金に関する事項

五 当事者から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあっては、当該料金に関する事項

六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項

七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの

九 加入信託会社等は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合は、その訴訟について裁判が確定した場合には、当該事項を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

十 加入信託会社等は、その顧客に対し指定紛争解決機関による紛争解決等業務の実施につ

始した場合において、加入信託会社等にこれらの手続に応じるよう求めることができ、当該加入信託会社等は、その求めがあつたときには、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。

三 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続又は紛争解決手続において、加入信託会社等は、その求めがあつたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。

四 紛争解決委員は、紛争解決手続において、手続対象信託業務関連紛争の解決に必要な和解案を作成し、当事者に対し、その受諾を勧告することができること。

五 紛争解決委員は、紛争解決手続において、前号の和解案の受諾の勧告によつては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、事案の性質、当事者の意向、当事者の手続進行の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときは、手続対象信託業務関連紛争の解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができる。

六 加入信託会社等は、訴訟が係属している請求を目的とする紛争解決手続が開始された場合に、当該訴訟が係属している旨、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

七 加入信託会社等は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起された場合には、当該訴訟における請求の理由を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

八 前号に規定する場合のほか、加入信託会社等は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟に関し、当該訴訟の程度その他の事項の報告を求められた場合には、当該事項を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

九 加入信託会社等は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合は、その訴訟について裁判が確定した場合には、当該事項を

いて周知するため、必要な情報の提供その他措置を講じなければならないこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、手続対象信託業務関連苦情の処理又は手続対象信託業務の締結の申込みがあつた場合

のとして内閣府令で定める事項

第一項第二号の手続実施基本契約の締結に関する事項に関する業務規程は、信託会社等から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合には、当該信託会社等が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する

義務を履行することが確実でないと見込まれるときを除き、これを拒否してはならないことを

内容とするものでなければならない。

四 第一項第三号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 苦情処理手続と紛争解決手続との連携を確保するための措置が講じられていること。

二 紛争解決委員の選任の方法及び紛争解決委員が手続対象信託業務関連紛争の当事者と利害関係を有することその他の紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該紛争解決委員を排除するための方法を定めていること。

三 指定紛争解決機関の実質的支配者等（指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。）又は指定期間が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。）を手続対象信託業務関連紛争について紛争解決手続の業務を行うこととしている指定紛争解決機関にあつては、当該実質的支配者等若しくは当該子会社等又は指定紛争解決機関が紛争解決委員に對して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。

四 紛争解決委員が弁護士でない場合（司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）、第三条第一項第七号に規定する紛争について行う紛争解決手続において、紛争解決委員が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く）





2

指定紛争解決機関が、天災その他のやむを得ない理由により紛争解決等業務の全部又は一部の休止をした場合には、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出なければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

3 第一項の規定による休止若しくは廃止の認可を受け、又は前項の休止をした指定紛争解決機関は、当該休止又は廃止の日から二週間以内に、当該休止又は廃止の日に苦情処理手続又は紛争解決手続（他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者（以下この項において「委託紛争解決機関」という。）から業務の委託を受けている場合における当該委託に係る当該委託紛争解決機関の苦情を処理する手続又は紛争の解決を図る手続を含む。次条第三項において同じ。）が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入信託会社等及び他の指定紛争解決機関に当該休止又は廃止をした旨を通知しなければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。（指定の取消し等）

**第八十五条の二十四** 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第八十五条の二第一項の規定による指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第八十五条の二第一項第二号から第七号までのいずれかに該当しないこととなつたとき、又は指定を受けた点において同項各号のいずれかに該当していなかつたことが判明したとき。

二 不正の手段により第八十五条の二第一項の規定による指定を受けたとき。

三 法令又は法令に基づく处分に違反したとき。

2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 第八十五条の二第一項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る

部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、

第八十五条の七第四項各号及び第五項各号において同じ。）に該当しないこととなつた場合又は第八十五条の二第一項の規定による指定を受けた時点において同項第五号から第七号までに掲げる要件に該当していなかつたことが判明した場合

二 第八十五条の五、第八十五条の六、第八十

五条の九又は第八十五条の十三の規定に違反した場合（その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。）

3 第一項の規定により第八十五条の二第一項の規定による指定の取消しの処分を受け、又はその業務の全部若しくは一部の停止の命令を受けた者は、当該処分又は命令の日から二週間以内に、当該処分又は命令の日に苦情処理手続又は紛争解決手続が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入信託会社等及び他の指定紛争解決機関に当該処分又は命令を受けた旨を通知しなければならない。

内閣総理大臣は、第一項の規定により第八十五条の二第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を公告しなければならない。

（財務大臣の資料提出等）

**第八十六条** 財務大臣は、その所掌に係る金融統治制度及び金融危機管理に関する規定により、信託業に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する規定により、信託業に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、その必要の限度において、信託会社、外國信託会社又は信託契約代理店に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

（権限の委任）

**第八十七条** 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務

の定めがない限り、外国信託会社を含むものとする。（内閣府令への委任）

**第八十九条** この法律に定めるもののほか、この法律に定める免許、登録、認可、承認及び指定に関する申請の手続、書類の提出の手続、記載事項及び保存期間その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。（経過措置）

**第九十条** この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができ

るため必要な事項は、内閣府令で定める。（経過措置）

**第九十一条** この法律の規定により第八十

五条の二第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を公告しなければならない。

（第六章 雜則）

**第九十二条** 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第四十四条第一項又は第四十五条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

3 第五十九条第一項又は第六十条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

4 第八十二条第一項（第五十二条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五十条の二第三項の規定による申請書又は第八条第二項（第五十二条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五十条の二第四項の規定による申請書又は同条第一項の規定により第七条第一項、第五十条の二第一項、第五十二条第一項又は第五十四条第一項の登録を受けた者

5 第二十四条第一項第一号（第七十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、同項第一号に掲げる行為（第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。）をした者

6 第二十七条第一項の規定による報告書（第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。以下この号において同じ。）を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

7 第十五条の二第一項の規定に違反して、登録を受けないで信託法第三条第三号に掲げる方法による信託をした者

8 第六十七条第一項の規定に違反して、登録を受けないで信託契約代理業を営んだ者

9 不正の手段により第六十七条第一項の登録を受けた者

10 第七十三条の規定に違反して、他人に信託契約代理業を営ませた者

第九十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

1 第五十五条第八項又は第五十三条第九項の規定により付した条件に違反した者

2 第四十四条第一項又は第四十五条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

3 第五十九条第一項又は第六十条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

4 第八十二条第一項（第五十二条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五十条の二第三項の規定による申請書又は第八条第二項（第五十二条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五十条の二第四項の規定による申請書又は同条第一項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

5 第二十二条第一項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、承認を受けないで信託業、信託契約代理業、信託受益権売買等業務、電子決済手段関連業務及び財産の管理業務以外の業務を営んだ者

6 第二十四条第一項第一号（第七十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、同項第一号に掲げる行為（第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。）をした者又は第二十四条第一項第三号若しくは第四号（これらとの規定を第七十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、これらの規定に掲げる行為をした者

7 第二十七条第一項の規定による報告書（第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを限る。以下この号において同じ。）を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

8 第二十九条第二項の規定に違反した者

9 第三十三条の規定による報告書を提出せ

ず、又は虚偽の報告書を提出した者

八 第三十四条第一項の規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは同条第三項の規定による電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けたことができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又は虚偽の記載をした説明書類を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の記録をした電磁的記録に記録された情報報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

九 第三十六条第二項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十 第三十七条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十一 第三十八条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十二 第二十九条第二項（同条第五項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は第三十九条第三項（同条第五項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十三 第四十二条第三項又は第五項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

十四 第四十二条第一項（第五十条第三項（第六十二条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは第四十二条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは第四十二条第二項若しくは第三項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十五 第四十二条第一項（第五十条第三項（第六十二条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは第四十二条第二項若しくは第三項の規定による当該職員の質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十六 第五十五条第二項の規定による届出をせず、又は同項の届出書若しくは同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十七 第五十二条第四項の規定による命令に違反した者

十九 第五十五条第六項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二十 第五十五条第六項の規定による当該職員の質問に対する答弁をせし、若しくは虚偽の答弁をし、又はこの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二十一 第五十五条第八項又は第九項の規定に違反した者

二十二 第五十三条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

二十三 第五十四条第三項の規定による申請書又は同条第四項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

二十四 第五十七条第三項又は第五項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

二十五 第五十八条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二十六 第五十八条第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対する答弁をせし、若しくは虚偽の答弁をし、又はこの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二十七 第六十八条第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

二十八 第七十七条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者

二十九 第七十八条第一項の規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは同条第二項の規定による電磁的記録に記録された情報を受け取ることができない状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又は虚偽の記載をした説明書類を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の記録をした電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受け取ることができる状態に置く措置を提供了受け取ることができる状態に置く措置をとつた者

三十 第八十一条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三十一 第八十五条の三第一項の規定による当該職員の質問に対しして答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三十二 第八十五条の三第一項の規定による指定期申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出した者

三十三 第八十五条の九の規定に違反した者

三十四 第八十五条の二十第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

三十五 第八十五条の二十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出を出しをし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三十六 第八十五条の二十二第一項の規定による命令に違反した者

第九十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条の規定に違反して、認可を受けないで資本金の額を減少した者

二 第十一条第五項の規定に違反して、信託業務を開始した者

三 第十三条第一項の規定に違反して、認可を受けないで業務方法書を変更した者

四 第十六条第一項の規定に違反して、承認を受けないで他の会社の常務に従事し、又は事業を営んだ者

五 第十八条(第二十条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

六 第二十二条第四項(第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、承認を受けないで業務の内容又は方法を変更した者

七 第二十四条の二において準用する金融商品取引法(以下「準用金融商品取引法」という。)第三十九条第二項(第二号を除く。)の規定に違反した者

八 第八十五条の四第一項の規定に違反して、その職務に関する知識を得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

第九十五条 前条第七号の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、

没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。  
2 金融商品取引法第一百九条の二（混和した財産の没収等）及び第一百九十九条の三第二項（没収の要件等）の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第一百九十八条の二第一項」とは第二百九条の二第一項中「第一百九十九条の二第一項」とは第二百九条の二第一項中「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産（第二百条の二）規定に係る不法財産が混和したものに限る。」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第一百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「信託業法第九十五条第一項」と読み替えるものとする。  
第九十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下 の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
一 第十一条第八項の規定に違反して、供託を行わなかつた者  
二 第十七条第一項（第二十条において準用する場合を含む。）の規定による届出書若しくは第十七条第二項（第二十条において準用する場合を含む。）の規定によりこれに添付すべき書類を提出せず、又は虚偽の届出書若しくはこれに添付すべき書類を提出した者  
三 第二十一一条第三項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又はこれに添付すべき書類を提出した者をして提出した者  
四 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者  
五 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

八 第二十九条第三項の規定による書面を交付した者

八 第九十六条の二 第八十五条の二十三第三第一項の認可を受けないで紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十四条第二項の規定に違反した者

四 第十九条(第二十条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第四十一条第一項、第二項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第五十六条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第五十七条第一項、第二項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八 第五十七条第六項において準用する会社法第九百五十五条第一項(調査記録簿等の記載等)の規定に違反して、調査記録簿等(同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。)に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せぬ、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者

九 第七十一条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反した者

十一 第七十二条第三項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

二 第五十五条第一項（第二項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定に違反して、準備金を計上せず、又はこれを使用したこと。

三 第五十五条第四項の規定に違反して、資産を国内において保有しないとき。

四 第五十七条第六項において準用する会社法第九百四十一條（電子公告調査）の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。

五 第七十五条の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

六 第八十二条の規定による命令に違反したとき。

七 信託法第三十四条の規定により行うべき信託財産の管理を行わないとき。

第一百条 次の各号のいずれかに該当する者は、百円以下の過料に処する。

一 第十一条第四項の規定による命令に違反して、供託を行わなかつた者

二 第二十九条の二の規定に違反して、重要な信託の変更又は信託の併合若しくは信託の分割を行つた者

三 第五十条の二第十項の規定に違反して、調査をさせなかつた者

四 第五十七条第六項において準用する会社法第九百四十六条第三項（調査の義務等）の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 正當な理由がないのに、第五十七条第六項において準用する会社法第九百五十一條第二項各号（財務諸表等の備置き及び閲覧等）又は第九百五十五条第二項各号（調査記録簿等の記載等）に掲げる請求を拒んだ者

六 第六十四条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第六十四条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

八 第六十六条の規定に違反した者

九 第八十五条の十六の規定に違反した者

第一百一条 第八十五条の十七の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第八章 没収に関する手続等の特例

（第三者の財産の没収手続等）

第一百二条 第九十五条第一項の規定により没収すべき財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第一百四条において同じ。）

が被告人以外の者（以下この条において「第三者者」という。）に帰属する場合において、当該第三者者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

第二百九十五条第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の財産の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

第三百九十六条 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項まで（第三者者の財産の没収手続等）の規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、当該第三者に準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「信託業法第九十五条第二項において準用する信託業法第九十五条第二項の規定による」と読み替えるものとする。

第四百三十一条 金融商品取引法第二百九条の五第一項（没収された債権等の処分等）の規定は第九十七条第七号の罪に関し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は同号の罪に関し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときにいて、同法第二百九条の六（没収の裁判に基づく登記等）の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を同号の罪に関し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を開設機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

（施行期日）

附 則 抄









条を加える改正規定、同法第二百九十九条の次に一条を加える改正規定及び同法第三百条の二の改正規定、第十三条中農林中央金庫法第五十七条の次に一条を加える改正規定、同法第五十九条の三の改正規定、同法第五十九条の七の改正規定（「第三十七条の五、第三十七条の六」を「第三十七条の五から第三十七条の七まで」に改める部分に限る）及び同法第九十五条の五の改正規定、第十四条中信託業法第二十三条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二十四条の二及び第五十条の二第十二項の改正規定、第十五条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条の改正規定、第十七条中証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律目次の改正規定（「第十九条」を「第十九条の二」に改める部分に限る。）及び同法第三章中第十九条の次に一条を加える改正規定並びに附則第八条、第九条及び第十六条の規定公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（罰則の適用に関する経過措置）

**第十九条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第二十条** 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下「改正後の各法律」という。）に規定する（検討）

**第二十一条** 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律による改正後のそれぞれの法律に規定する紛争解決等業務の遂行状況その他経済社会情勢等を勘案し消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）附則第三項に係る検討状況も踏まえ消費者庁の関与の在り方及び業態横断的かつ包括的な紛争解決体制の在り方も含めた指定紛争解決機関のとどる。

号）抄 附 則（平成二十四年八月一日法律第五三

による裁判外紛争解決手続に係る制度の在り方にについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 附 則（平成二十四年九月一二日法律第二百四十二条）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第二条第二十八項の改正規定（「デリバティブ取引その他」を「若しくはデリバティブ取引（取引の状況及び我が国資本市場に与える影響その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定める取引を除く。）又はこれらに付随し、若しくは関連する取引として」に改める部分に限る。）及び同法第二百五条の二（罰則の適用に関する経過措置）

**第十九条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第二十条** 附則第二条から第五条まで及び前条による。この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第二十一条** 附則第二条から第五条まで及び前条による。この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第二十二条** 附則第二条から第五条まで及び前条による。この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第二十三条** 附則第二条から第五条まで及び前条による。この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第二十四条** 附則第二条から第五条まで及び前条による。この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第二十五条** 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第一 条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附 則（平成二四年五月一九日法律第三百四十二条）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条第十三項及び第十八条の規定（罰則の適用に関する経過措置）

**第十七条** この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

二 附 則（平成二五年六月一九日法律第四百四十二条）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 附則第二条から第五条までの規定（罰則にかかる経過措置を含む。）

**第十八条** 附則第二条から第五条まで及び前条による。この法律（附則第二条から第五条までの規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第十九条** 附則第二条から第五条まで及び前条による。この法律（附則第二条から第五条までの規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第二十条** 附則第二条から第五条までの規定については、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第二十一条** 附則第二条から第五条までの規定については、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第二十二条** 附則第二条から第五条までの規定については、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第二十三条** 附則第二条から第五条までの規定については、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第二十四条** 附則第二条から第五条までの規定については、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第二十五条** 附則第二条から第五条までの規定については、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第二十六条** 附則第二条から第五条までの規定については、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第二十七条** 附則第二条から第五条までの規定については、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第二十八条** 附則第二条から第五条までの規定については、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第二十九条** 附則第二条から第五条までの規定については、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第三十条** 附則第二条から第五条までの規定については、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第三十一条** 附則第二条から第五条までの規定については、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第三十二条** 附則第二条から第五条までの規定については、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第三十三条** 附則第二条から第五条までの規定については、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第三十四条** 附則第二条から第五条までの規定については、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第三十五条** 附則第二条から第五条までの規定については、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第三十六条** 附則第二条から第五条までの規定については、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）





部分を除く。)並びに同法第二十五条の二の四第三号及び第四号の改正規定、第十一一条中労働金庫法第九十四条の二の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改め部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)並びに同法百条の四の五第四号及び第五号の改正規定第十二条中銀行法第十三条の四の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改め部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)並びに同法第五十二条の二の五の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改め部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)並びに同法第五十二条の四十五の二の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)並びに同法第五十二条の六十の十七の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)並びに同法第六十三条の二の五第三号及び第四号の改正規定、第十四条中保険業法第九十九条第八項の改正規定、同法第一百条の五の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項の見出し

削る改正規定、同条第三項の改正規定、同法第三号から第六号まで及び第十二号の改正規定、第十六条の規定、第十七条中農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七、第三百七十七条の二第八号及び第三百九条第四号から第六号まで及び第十二号の改正規定、第二十四条の二の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)並びに同法第五十二条の二の五の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改め部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)並びに同法第五十二条の四十五の二の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改め部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)並びに同法第五十二条の六十の十七の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)並びに同法第六十三条の二の五第三号及び第四号に掲げる規定にあつては、当該規定以下の条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)  
(検討)

**第六十七条** この法律(附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあつては、当該規定以下の条から第三十三条まで、第三十五条、第三十六条及び第五十七条の規定(公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日)で、第二十三条(第一項を除く。)、第二十四条から第三十九条、第五十六条第五項並びに第七十四条第三号及び第四号の改正規定並びに附則第九条、第十八条から第一十二条まで、第二十三条(第一項を除く。)、第二十四

**第六十八条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**第六十九条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの

法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 則 (令和六年六月一四日法律第五二号)抄**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四十八条の規定(公布の日)  
(政令への委任)

**第四十八条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行前に規定するもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。